

令和 2 年 11 月 9 日

第 6 回南知多町議会臨時会会議録

1 議事日程

11月9日

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提出案件の概要説明

日程第4 議案第70号 工事請負契約の締結について（総合体育館空調機熱源更新工事）

日程第5 議案第71号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第11号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番 山本優作

2番 鈴木浩二

3番 片山陽市

4番 小嶋完作

5番 内田保

6番 石垣菊蔵

7番 服部光男

8番 藤井満久

9番 吉原一治

10番 松本保

11番 榎戸陵友

12番 石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長 石黒和彦

副町長 中川昌一

総務部長 田中嘉久

総務課長 内田純慈

企画部長 鈴木茂夫

検査財政課長 山下忠仁

建設経済部長 鈴木淳二

産業振興課長 奥川広康

厚生部長 大岩幹治

教育長 高橋篤

教育部長 山下雅弘

社会教育課長 森崇史

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中、11月臨時町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、11月7日、8日の2日間にわたり、小中学校再編住民説明会が開催され、町長はじめ関係職員や、参加された議員の皆様には大変御苦労さまでした。私も昨日の説明会に参加させていただきました。その場で、あるお母さんから、統合中学校において一番重要視していることは何かとの質問に、町長より、子どもたちの安全を重視することが一番であると答えられました。今後もお父さん、お母さんの御意見を丁寧に聞き、しっかりと話し合いをされ、将来に禍根を残すことのない統合場所を含めた統合案を決めていっていただくことをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、小嶋完作議員、5番、内田保議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、工事請負契約の締結について1件及び令和2年度南知多町一般会計補正予算（第11号）の2議案でございます。

それでは、提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第70号の工事請負契約の締結につきましては、去る10月28日に総合体育館空調機熱源更新工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第71号は、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第11号）であります。今回の補正は、日間賀島漁業協同組合が行う日間賀島製氷施設整備に係る実施設計に対する補助事業、豊浜漁業協同組合が行う海水ポンプ改修工事に対する補助事業及び総合体育館非常用発電機整備事業につきまして、翌年度に繰り越して予算を使用するための繰越明許費の補正措置をお願いするものでございます。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 議案第70号 工事請負契約の締結について（総合体育館空調機熱源更新工事）

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第70号 工事請負契約の締結について（総合体育館空調機熱源更新工

事)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(山下雅弘君)

それでは、議案第70号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由でございます。

総合体育館空調機熱源更新工事につきまして請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の工事の概要でございます。

工事名は、総合体育館空調機熱源更新工事。

工事場所は、南知多町豊浜地内でございます。

主な工事内容でございます。ア、空調熱源機器設備更新につきましては、冷温水発生装置2基、冷却塔2基、冷却水ポンプ2基、冷温水ポンプ2基、給湯器1基の更新を行うものでございます。

イとしまして、設備更新に伴う配管設備工事、電気設備工事、空調設備工事及び撤去工事を行うものでございます。

工期は、令和3年3月12日まで。

請負契約金額は7,260万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は660万円でございます。

請負契約者は、名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号、株式会社三晃空調名古屋支店でございます。

裏面になります。

契約の方法は指名競争入札で、入札につきましては、去る10月28日に6者により実施したものでございます。

なお、3ページには入札結果をつけてございます。入札予定価格は税抜きで7,096万円、落札率は93.01%でございました。

また、4ページには工事概要をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1つだけ教えてください。

直さざるを得ないということで了解するわけですが、これは最初から、体育館を造ったときからの熱源装置なのか、途中で一旦変更、修繕をして変えている装置なのか、今回これを入れてどれぐらいの、要するに20年だとか、それは使い方にもよると思うんですけど、どのぐらいの維持ができるという機械なのかということをちょっと教えてください。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

今の質問につきまして、機器の関係につきましては当初予算で審議済みですので、その部分は削除すべきと思います。以上です。

○議長（藤井満久君）

内田議員、それでよろしいですか。

○5番（内田 保君）

はい、分かりました。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第70号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第11号)

○議長(藤井満久君)

日程第5、議案第71号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第11号) 繰越明許費の補正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川昌一君)

それでは、議案第71号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第11号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

繰越明許費の補正、第1条は、予算の執行に当たり、翌年度に繰越しして使用することができる経費といたしまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

2ページを御覧ください。

第1表 繰越明許費補正でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、漁業振興対策事業は、5,183万8,000円の繰越明許費補正でございます。漁業振興対策事業のうち、繰越明許をお願いする事業は、令和2年度南知多町一般会計補正予算(第9号)で可決されました水産業強化対策整備事業費補助金と水産業競争力強化施設緊急整備事業費補助金の2事業でございます。

このうち、水産業強化対策整備事業費補助金は、日間賀島漁業協同組合が行う日間賀島製氷施設整備に使う実施設計の費用に対する補助金でございます。本事業を実施するに当たり、国庫補助金の交付決定が必須条件であり、この交付決定が確定する時期が当

初の見込みから遅れ、12月中旬以降になる見込みであることから、その後に契約する実施設計業務委託の十分な委託期間を確保できないため繰越明許を行うものでございます。

また、水産業競争力強化施設緊急整備事業費補助金は、豊浜漁業協同組合が行う海水ポンプ改修工事に対する補助金でございます。本工事を施工するに当たり、漁業者の漁業活動に影響が出ないように市場を稼働させながら工事を進めていく必要があることから、施工期間を長期間見込む必要があるため、繰越明許を行うものでございます。

次に、10款教育費、5項保健体育費、総合体育館非常用発電機整備事業は、4,180万2,000円の繰越明許費補正でございます。これは、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）で可決されました総合体育館非常用発電機設置工事の実実施設計及び施工を今年度中に完了する予定でございましたが、実施設計につきましては、現在行っている総合体育館つり天井耐震化及びLED化等工事で設置するLED照明の機器と、総合体育館空調機熱源更新工事で設置する機器の性能を確認した上で設計を行う必要があり、実施設計業務委託の委託期間を1月末までの予定としたことから、その後に契約する設計に基づく総合体育館非常用発電機設置工事の十分な工期を確保することができる、年内に完了しない見込みであるため、繰越明許を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

水産業のことについて質問します。

先ほど水産業者の迷惑にならないために、長期間かけて水産ポンプの設置をするということをおっしゃいましたが、どれだけの期間を予定していますか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問、どれぐらいの期間を見込んでいるかということについて説明させ

ていただきます。

豊浜の海水ポンプ供給システムにつきましては、12月1日から6月30日までを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第6回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔 閉会 9時45分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 小 嶋 完 作

署 名 議 員 内 田 保